

# 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 (令和5年度第4回)

日 時：令和5年12月12日（火曜日）

午後1時30分から午後2時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室  
(対面、オンライン併用)

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
  - (1) 令和5年度公共事業再評価について
  - (2) 令和5年度公共事業再評価の審議について
4. その他
5. 閉会

○高橋行政評価班長 それでは、ただいまから令和5年度第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

なお、本日は対面とオンラインの併用による開催とさせていただきます。

また、事前にご案内しておりましたが、本日の終了時刻について、当初は16時30分を予定していたところですが、会議運営の都合により14時30分頃の終了とさせていただきます。審議時間の確保のため、開会に当たっての挨拶は割愛させていただきますので、ご了承願います。

また、オンラインで出席されている方々におかれましては、退席されるときにはその旨一言を仰っていただきますか、チャットにてご連絡いただくようお願いいたします。

本日本集まりの委員の皆様を紹介させていただきます。お配りしている次第の次のページに出席者名簿がございますので、出席者名簿の順にご紹介させていただきます。

なお、本日は郷古部会長には会議室にお越しいただいており、部会長以外の委員の皆様には、オンラインによりご出席いただいております。

初めに、部会長をお願いしております郷古雅春委員でございます。

続きまして、植松純委員でございます。

続きまして、越村俊一委員でございます。

続きまして、福本潤也委員でございます。

続きまして、吉田朗委員でございます。

なお、庄子真岐副部会長、西出順郎委員からは欠席報告がなされておりますので、ご報告申し上げます。

県職員に関しましては、名簿でのご紹介に代えさせていただきます。なお、私は本日の司会を務めさせていただきます企画部総合政策課行政評価班の高橋賢一でございます。よろしくようお願いいたします。

続きまして、定足数の報告をさせていただきます。本日は、郷古部会長をはじめ、全7名中、5名の委員にご出席いただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議の公開についてですが、行政評価委員会運営規程第5条の規定により、当会議は公開といたします。また、正確な議事録の作成のため、本会議については録画させていただきますので、ご了承願います。

傍聴に関しましては、お渡ししております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようにお

願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、会議の妨げにならないようお願いいたします。  
それでは、これより議事に入ります。

進行については、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、郷古部会長をお願いいたします。

○郷古部会長 それでは、今期後半の第1回、第4回の部会になります。本日はお忙しいところ、ご参集、ご参加いただきましてありがとうございます。

それでは、時間も限られていますので、早速次第に沿って議事を進めてまいります。

ただいま事務局からありましたとおり、本日は終了時刻が当初の予定よりも2時間ほど繰り上がることになりましたので、円滑な議事進行にご協力いただきますとともに、積み残しとなる部分は次回以降の部会で改めて審議することとしたいと思います。

まず、資料1-1をご覧ください。

令和5年度公共事業再評価については、11月22日付で知事から行政評価委員会委員長へ諮問がなされております。この諮問を受けまして、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第2条の規定によりまして、本部会において調査、審議を行うこととなっており、本日皆様にご出席いただいているところでございます。

それでは、令和5年度公共事業再評価について、事務局から説明をお願いいたします。

○菅原企画・評価専門監 事務局を務めさせていただいております企画部総合政策課の菅原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、今年度の公共事業再評価についてご説明させていただきます。

まず、資料1-2の1ページをご覧ください。

公共事業再評価の目的は、2の(1)に記載のとおり、公共事業の効率性、透明性向上のため、着手後一定期間を経過したものについて、事業継続の妥当性について再検討を行うものでございます。

評価の対象、基準は(2)及び(3)に記載のとおりであり、これらに沿って県としての自己評価を行い、再評価調書を取りまとめております。

次に、2ページをご覧ください。評価の流れをお示ししております。

フロー図をご覧ください。フロー図の2と5に記載のとおり、現在、再評価調書及びその要旨を公表しており、12月21日まで各事業に対する県民からの意見を募集しております。並行しまして、3の、知事から宮城県行政評価委員会に対して行った諮問を受け、本日、4に該当する公共事業評価部会でご審議をいただくものでございます。

3ページから4ページにかけては、今回対象となる事業の再評価調書の概要をお示ししております。詳細は後ほど事業ごとに説明がございますので、ここでは割愛させていただきます。

次に、資料1-3をご覧ください。今年度下半期分の部会等の開催予定でございます。

次回以降は予定となっておりますが、日時が確定いたしましたら、概ね1週間前を目途にお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料1-4をご覧ください。

こちらは、各事業の便益の考え方について一覧にさせていただいたものでございます。左から事業名、効果項目、効果概要、効果算出方法、効果を算出するために使用したマニュアル、各事業の便益を記載してございますので、ご参考にしていただければと思います。

続きまして、資料1-5をご覧ください。

本日の部会の開催に当たりまして、先日公表しました再評価調書に対して、委員の皆様か

ら事前にご意見、ご質問をいただいております、それに対する県の考え方や補足説明などを取りまとめた一覧表となります。こちら後ほど詳しい説明の中で触れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

この後、各事業の詳細につきましては、資料2-1と資料2-2を基に、それぞれの事業担当課から順次説明を行います。審議時間の確保のため、要点を絞った説明とさせていただきますので、ご了承ください。

なお、資料2-1が既に公表済みの再評価調書本体、資料2-2が、それに事前質疑も加味した再評価調書の説明資料の構成となっておりますので、併せてご承知置き願います。

説明は以上でございます。

○郷古部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明についてご質問、ご意見はございますか。もしもありましたら、その場で発言いただくか、手を挙げていただければと思います。よろしいですか。ありがとうございます。

特になければ、以上で議事（1）を終了いたします。

続きまして、議事（2）に入ります。

事業担当課から、本日審議する事業についてまとめてご説明いただき、その後質疑応答の時間を設け、6つの事業全体で2時30分頃まで審議を進めたいと思います。

最終的な審議の結果は、本日の皆様からのご意見を踏まえて、今後開催を予定している第5回、第6回部会において決定したいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、土木部道路課からご説明をお願いいたします。

○沼澤技術副参事兼総括課長補佐 事業を担当しております道路課の沼澤です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、資料1-5、事前質疑一覧表をご覧ください。

道路課が所管する4事業に関連するご意見、ご質問が番号の1番から11番になっております。このうち、1番、7番、10番、11番など、調書の内容に関する質疑については、これから説明する各事業ごとに詳細に説明させていただきます。そのほか、調書の記載事項の工夫や事業効果の追記についてのいただいたご意見につきましては、評価書へどのように反映するか、案を次回の部会でお示しさせていただきたいと思っております。

それでは、（仮称）栗原IC事業についてご説明いたします。

資料2-2の1ページをご覧ください。

全体事業費は98億円、平成30年度から事業に着手し、令和11年度完了予定となっております。今年度再評価を受ける理由は、事業着手から5年経過し、事業を継続しているためです。事業目的については記載のとおりです。

左下に示した宮城県北高速幹線道路の路線図をご覧ください。宮城県北幹線道路のⅠ期からⅣ期までの区間は令和3年度までに供用開始しており、現在事業中の（仮称）栗原ICは、路線図面の左側に赤丸で示しているところ、東北自動車道と交差する箇所となっております。ICの整備イメージ図は、路線図の右側、完成イメージ図に示しております。

2ページ目をご覧ください。

（1）事業内容について。令和4年度末時点の進捗率は20.5%、そのうち用地費は100%です。令和5年度からIC本体整備に係る土工と橋梁下部工に着手しております。

（2）事業費について。事業着手時は51億円、今回再評価時は47億円増額の98億円となっております。

事業費増額の詳細について、3ページ目をご覧ください。

主な要因としては大きく3つあり、1つ目は物価変動や消費税率改定によるもので、約9億円の増となっております。

2つ目は現場条件の変更によるもので、発生土の土質処理の追加や残土運搬先の変更、橋梁架設機械の規格変更などで16.1億円の増となっております。

3つ目は関係機関協議によるもので、橋梁撤去工法、安全対策工法、法面对策工法の変更や埋蔵文化財調査の調査費等の追加、用地補償費の精査などで21.9億円の増となっております。

また、事業期間について、多数相続整理により用地補償手続が長期化したことや、埋蔵文化財の確認調査により新たな遺跡が確認されたこと、事業内容の変更を踏まえた工事工程の精査により、事業完了時期を令和7年度から令和11年度に見直しております。

2ページ目にお戻りください。

(3) 事業の進捗状況について、再評価時点で暫定供用はしていません。

(4) 事業を巡る社会経済情勢等については、記載のとおりです。

(5) 期待される効果としては、広域道路ネットワークの強化や東北自動車道へのアクセス時間短縮、地域産業の支援、観光の活性化、救急医療の安定化、地域間防災の連携強化などを見込んでいます。

(6) 代替案との比較検討、(7) コスト縮減計画については記載のとおりです。

(8) 費用対効果について、国土交通省の費用便益分析マニュアルに基づき、社会的割引率4%、便益算定期間を50年として、走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益の3便益を算出しております。

費用については、建設費と維持管理費を積み上げ、費用便益比を算出した結果、事業着手時は1.19、今回の再評価時では1.27、残事業の費用便益は1.14となっております。

事業着手時の全体B/Cは、栗原IC単体を対象としており、今回の再評価時の全体B/Cは、宮城県北高速幹線道路1期から4期を含めた一体的に効果を発揮する道路ネットワーク単位での算出結果を示しています。算出方法が異なる理由は、令和3年11月に国からの通知により、複数の区間または箇所を一体とした評価の運用が改定され、供用済みの区間を含め、一体となって効果を発揮する道路ネットワーク単位で便益算出が可能となったため、道路の持つ本来の効果を適切に評価できるよう、算出方法を変更したものです。費用についても、事業着手時は栗原ICのみの事業費、再評価時は宮城県北高速幹線道路を含めた事業費となっております。

残事業B/Cについては、再評価時点で残る事業費が栗原ICのみとなるため、栗原ICのみを対象とした便益と、令和6年度以降の事業費で算出しております。

県の対応方針としましては、当該道路の整備により、定時性や速達性の向上による地域産業や観光の活性化、緊急医療の安定化、広域防災ネットワークの構築による地域間防災の連携強化などにつながるため、早期完成に向けて事業を進めていく必要があることから、事業継続でお願いしたいと考えております。

栗原IC整備事業の説明は以上になります。

続きまして、主要地方道丸森柴田線坂津田道路改良事業についてご説明いたします。

資料2-2の4ページをご覧ください。

全体事業費は27.4億円、平成12年度から事業に着手し、令和6年度完了予定となっております。今年度再評価を受ける理由は、前回評価時から5年経過し、事業を継続しているためです。

前回評価時の対応方針は、附帯意見ありで事業継続となっております。

事業目的については記載のとおりです。

右下に示した平面図をご覧ください。今回整備するバイパス整備区間を赤色で、現道を青色で示しております。

5ページ目をご覧ください。

(1) 事業内容について、令和4年度末時点の進捗率は85.8%、そのうち用地費は100%です。令和5年度は道路改良工、令和6年度も引き続き道路改良工、舗装工を実施してまいります。

(2) 事業費について、前回評価時は14.7億円、今回評価時は12.7億円増額の27.4億円となっております。

事業費増額の詳細について、6ページをご覧ください。

主な要因としては大きく2つあり、1つ目は物価変動や消費税率改定によるもので約3.7億円の増となっております。2つ目は、現場条件の変更によるもので9.3億円となっており、その内訳としては、残土搬出先の変更で5.5億円、軟弱地盤対策の追加などで2工種合わせて3.8億円の増となっております。

5ページ目にお戻りください。

(3) 事業の進捗状況について、再評価時点で暫定供用は行っておりません。

(4) 事業を巡る社会経済情勢等については、記載のとおりです。

(5) 期待される効果としては、車両通行の安全確保、地域間交流の活性化、歩行者通行の安全確保、より活性化した道路ネットワークの構築、CO<sub>2</sub>の排出量削減などを見込んでおります。

(6) の代替案との比較検討、(7) のコスト縮減計画については記載のとおりです。

(8) 費用対効果について、他の道路事業と同様に3便益を算出しており、今回の再々評価時の費用便益比は事業全体で3.2、残事業費は50.7となっております。前回、再評価時の費用便益は、事業全体で2.6となっております。

今回、費用便益が大幅に増加した要因は6ページをお開きください。6ページの4マスになっている右下の部分です。

今回、費用便益比が増加した理由の1点目は、車種別の時間原単位及びリンクの変更による走行時間短縮便益の増加になります。車種別の時間原単位の増加については、前回の再評価時は、平成20年度のマニュアルの原単位を採用しており、今回の再々評価時は、令和4年度のマニュアルの原単位を採用しております。また、リンク数の増加については、前回再評価時は、平成17年度の交通センサス、今回の再評価時は平成27年度の交通センサスを採用しており、前回からリンク数が増えておりますが、主に復興事業により整備が進められた山元町で実施していた県道相馬互理線及び現在、丸森町で実施しています国道349号のバイパス整備事業、常磐自動車道の岩沼ICから山元IC間の4車線化など、これらの事業を、交通量推計を実施する際に道路ネットワークとして追加し、算出した結果となっております。

また、2点目は、総便益から現在価値化に換算する際の基準年及び供用年の変更になります。前回再評価時は、基準年が平成21年、供用年が平成29年で、その差が8年となることから、初年度の社会的割引率が0.7307となっております。今回の再々評価時は、基準年と供用年の差が2年となることから、初年度が0.9246となるものです。

以上が、費用便益比の増加理由となります。

事業着手時の費用便益については、事業着手の前年度に行う事業箇所評価が平成12年度から導入されたため、算出しておりません。

県の対応方針としましては、当該道路の整備により、狹隘で曲折が多い区間が解消でき、車両・歩行者の安全性確保につながるため、目標である令和6年度の早期完成に向け事業を進めていく必要があることから、事業継続と考えております。

坂津田道路事業の説明は以上になります。

続きまして、化粧坂道路事業についてご説明いたします。資料2-2の7ページご覧ください。

全体事業費は36.9億円、平成26年度から事業に着手し、令和7年度完了予定となっております。

今年度、再評価を受ける理由は、事業着手から10年経過し、事業継続しているためです。事業目的については記載のとおりです。

平面図の黒着色が現道、赤着色が事業区間、青着色は今年2月に暫定供用を開始した区間を示しております。

左下の標準断面図に示すように、全体幅員20m、そのうち車道8mと歩道3.5mの計11.5mで暫定供用しており、今後残りの8.5m分の掘削を行う計画となっております。

8ページをご覧ください。

(1) 事業内容について、令和4年度末時点の進捗率は72.6%であり、そのうち用地費は100%です。令和5年度も引き続き道路改良を実施しております。

(2) 事業費について、事業着手時は31.7億円、今回再評価時は5.2億円増額の36.9億円となっております。

事業費増額の詳細については、9ページ目をご覧ください。主な要因としては大きく2つあり、1つ目は、物価変動や消費税率改定によるもので3.5億円の増となっております。2つ目は、現場条件の変更によるもので、岩盤線が想定より高い位置にあることが判明し、中硬岩の掘削数量の増により1.7億円の増となっております。

8ページ目にお戻りください。

(3) 事業の進捗状況について、全体延長の約7割の区間で暫定断面による供用を行っております。0.32km区間で暫定供用を開始しており、再評価時の進捗率は70%となっております。

(4) 事業を巡る社会経済情勢等については記載のとおりです。

(5) 期待される効果としては、車両通行の安全確保や緊急輸送道路としての機能強化、安全で安心な暮らしの利便性向上、通学路としての安全性向上、防災機能の向上、CO<sub>2</sub>排出量の削減などを見込んでおります。

(6) 代替案との比較、(7) コスト縮減計画は記載のとおりです。

(8) 費用対効果について、他の道路事業と同様に3便益で算出しており、費用便益比は全体事業で1.3、残事業は6.2となっております。

先ほどの冒頭で説明しました事前質疑一覧表、資料1-5をご覧ください。

一覧表の10番で、今回の再評価時点で暫定供用を開始している場合、残事業の便益から暫定供用部の影響を控除すべきではないかとの意見をいただいております。

現在は、資料1枚目の写真にもあるように、仮設の落石防護柵を設置して、通行する車両に対して必要最低限の安全性を確保し、暫定供用している状態であり、工事中区間を道路が通っていること、歩道や路肩の幅員が十分に確保されている状態とは言えず、道路線形もあくまでも暫定となっております。県としては、早期供用の要望を踏まえて、暫定断面での供用を行っておりますが、本来の事業目的や緊急輸送道路に指定されている道路の位置づけを考慮し、残る現道拡幅を含め、全ての事業が完成して、初めて事業の便益として評価するものと考えており、全体と残事業の便益は同一として算出しているものでございます。

資料8ページ、事業着手時の費用便益については、事業着手の前年度に行う事業箇所評価が、震災以降中止しているため算出しておりません。

また、先ほどの資料1-5に戻っていただき、事前質疑一覧表の11番について、化粧坂道路改良事業の評価調書の参考資料4、14ページになりますが、国道45号や県道5号などの並行道路の交通量が減った要因についてご質問をいただいております。これにつきましては、資料のとおり、整備のあり、なしによって交通量や走行時間が変化するため、バイパス整備により、気仙沼唐桑線の走行時間が2分から0.7分に短縮され、推計上交通量が転換したことによるものとなっております。

資料8ページにお戻りください。

県の対応方針としましては、本事業の完成により、車両通行の安全確保や、第一次緊急輸送道路として道路ネットワークの機能向上につながるため、事業継続でお願いしたいと考えております。

化粧坂道路改良事業の説明は以上になります。

続きまして、軽井沢道路改良事業についてご説明いたします。資料2-2の10ページ目をご覧ください。

全体事業費は15.3億円であり、平成26年度から事業に着手し、令和10年度完了予定となっております。今年度再評価を受ける理由は、事業着手から10年経過し、事業継続しているためです。

事業目的は記載のとおりです。

平面図の黄色着色が現道、赤色着色が事業区間を示しており、現道の南側を延長約1.3kmのバイパスで整備するもので、左下に示している標準断面図のとおり、切土と盛土を主体とした道路事業となっております。平面図下に現地の状況写真を示しておりますが、急カーブやセンターラインの無い区間の代表箇所の写真となっております。

11ページ目をご覧ください。

(1) 事業内容について、令和4年度末時点の進捗率は7.8%、そのうち用地費は33.3%です。事業の進捗率が低い要因としましては、事業着手してから道路設計を進める中で、当該区間は、現道利用もされている道路の改良事業であるため、地元の意見を丁寧に伺いながら実施してきたことなどから、設計検討に時間を要したものです。令和5年度は用地買収を進め、今年度中の用地買収を目指しており、令和6年度からは道路改良工を実施していく予定です。

(2) 事業費について、事業着手時は12.9億円、今回再評価時は2.4億円増額の15.3億円となっております。

事業費増額の詳細については、12ページ目をご覧ください。

本事業における事業費増額の要因は、物価変動や消費税率改定によるもので、2.4億円の増額となっており、物価変動による増額として2億円、消費税率の改定による増額が0.4億円となっております。

11ページにお戻りください。

(3) 予算事業の進捗状況について、再評価時点で暫定供用はしておりません。

(4) 事業を巡る社会経済情勢等については記載のとおりです。

(5) 期待される効果としましては、車両通行の安全確保や歩行者通行の安全確保、地域間交流の活性化、地域産業の支援、CO<sub>2</sub>の排出量削減などを見込んでおります。

(6) 代替案との比較検討、(7) コスト縮減計画については記載のとおりです。

(8) 費用対効果について、他の道路事業と同様に3便益を算出しており、費用便益比は事



業全体で2.9、残事業は3.4となっております。なお、事業着手時の費用便益については、事業着手の前年度に行う事業箇所評価が、震災以降休止していたため算出しておりません。

県の対応方針としましては、当該道路の整備により、安全で円滑な交通の確保や交通・物流の強化拡大につながるため、目標である令和10年度の早期完成に向け、引き続き継続して事業を進めていく必要があることから、事業継続でお願いしたいと考えております。

道路課からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○郷古部会長 ありがとうございます。

引き続き、河川課から説明をお願いいたします。

○福本委員 すみません、福本ですが、本日は2時半に中座する予定なのですが、それまで説明だけされるのですか。

○郷古部会長 本日は2時半で閉会の予定のため、まず説明を聞く必要があると思いましたが、ご説明を一通りいただいた後に、短い時間になりますが、皆様からまとめてご意見を伺いたいと考えております。

○福本委員 越村委員も2時半に退席されますが、その段階で会議が終わってしまうのではないですか。

○菅原企画・評価専門監 事務局です。2時半終了を予定しておりますが、先ほどご案内しましたとおり、委員の皆様の過半数が出席できるようであれば、2時半以降に延長することも考えてございます。今のところ2時半閉会予定でございますので、まず一通り事業の説明をさせていただきまして、限られた時間ですが残りの時間で質疑応答の時間を設けさせていただき、積み残しの部分は次回以降に整理をさせていただければと考えております。

○郷古部会長 よろしいですか。時間が限られていますので、事務局から説明いただいた方針で進めさせていただきたいと考えております。後ほど書面でも本日の説明に対してご意見いただく機会を事務局で設けていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○長谷川河川課長 それでは、川内沢ダム建設事業につきましてご説明いたします。

私、河川課長の長谷川と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料2-2の13ページをご覧ください。事業名は、川内沢ダム建設事業でございます。

事業の概要につきましては、記載のとおりでございますが、名取市内と岩沼市内を流れます一級河川名取川水系川内沢川において、治水事業の一環としてダムを建設しまして、沿川の洪水を防御するとともに、既得用水の安定化と流水の正常な機能を維持し、河川環境の保全を図るものでございます。

資料中央の位置図に記載してございます、赤で着色されているところが川内沢ダム、青で着色されているところがダムにおける洪水氾濫防止区域でございます。緑で着色されているところが既得用水の補給区域でございます。その他断面図については記載のとおりでございます。

続きまして、14ページをご覧ください。事業の進捗状況等でございます。

現在の事業費ベースの進捗率につきましては49.3%、用地補償費は74.1%になってございます。現在、ダム本体工事に着手してございまして、事業完了に向けて工程管理と関係機関協議を綿密に行いまして、完成に向けて工事を進めている状況でございます。

(2) 事業費につきましては、前回135億円から今回182億円と、47億円の増額となっております。増額の詳細につきましては、15ページをご覧くださいと思います。主な増額の要因といたしましては、3つございます。

1つ目が社会的要因でございます。昨今の物価変動やダム本体工事積算基準の改定及び働

き方改革の反映等によりまして、約17.5億円の増額となっております。また、働き方改革では、完全週休2日の導入で、工期が約1年間延期するものでございます。

2つ目でございます。現場条件の変更に伴いまして、道路工事及びダム本体工事の進捗に伴いまして、脆弱な地質状況を踏まえて法面対策工法の変更など、着手後に確認された調査結果による変更により、約26.2億円の増額となっております。

3つ目は、関係機関協議に伴うものでございまして、約5億円の増額となっております。これは工場用道路として利用しています現道の市道を復旧してお返しするものでございます。

それでは、14ページに戻らせていただきたいと思います。

(4) 事業を巡る社会経済情勢等でございますが、①社会経済情勢の3つ目、平成27年の関東・東北豪雨や令和元年10月の東日本台風による浸水被害を受けまして、上流部の川内沢ダム整備による治水安全度の早期向上が求められてございます。

②地元情勢、地元意見につきましては、地元自治会等からなる「増田川・川内沢川総合改修整備促進協力会」から、川内沢ダムの早期かつ確実な事業実施について要望が出されてございます。

(6) 代替案との比較検討につきましては、平成20年度の「増田川圏域河川整備計画」の検討及び、平成22年度の国土交通省の要請により実施しました「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づきまして、改めてダム代替案の比較を行ってございまして、今回の「ダム+現河道拡幅+放水路案」を選定してございます。

(7) コスト縮減につきましては、付け替え道路の橋梁の一部につきまして、橋梁形式から盛土形式にすることでコスト縮減を図ってございます。ダム本体附属施設におきまして、法面保護工について、コンクリート吹き付けから掘削により発生した岩塊による被覆工へ変更することでコスト縮減を図ってございます。

(8) 費用対効果につきましては、費用の現在価値としまして、前回評価時131.5億円から190.4億円、便益につきましては186.9億円から202.8億円となっております。治水便益は、洪水氾濫被害額の防止効果を便益としたものでございまして、仙台東部道路より下流は放水路の効果により浸水が軽減されるため便益の区分が困難なことから、今回は仙台東部道路より上流のみをダムの便益の範囲として算出してございます。その結果、費用対効果（B/C）につきましては、前回の1.42から今回1.07となっております。

3の評価の県の対応方針案は事業継続でございまして、現在は、ダム本体工事に着手したところで、整備効果の発現に至っていませんが、下流部の放水路整備が平成27年度に完成していることから、引き続き上流部の川内沢ダム整備による治水安全度の早期向上を目指し、事業を進めていく必要があるものでございます。

続きまして、ここで事前にいただきましたご質問につきまして、回答させていただきたいと思っております。資料1-5の2ページ目をご覧いただきたいと思います。

この中の12番です。令和3年度再評価の時点では、中流域が整備されていないと全体的な効果が発現しないことから、当該箇所についてダム整備と並行に進めていただくよう、中流域の河川を進めるよう求められていた件について、現在の関係機関との協議状況について追記させていただきたいとのご意見がございました。中流域の着手につきましては、現在、名取市及び県の農政部の担当部局で調整を行っているところでございまして、令和8年度からの着手を予定してございます。このことにつきまして、令和3年度再評価調書の対応状況に追記させていただき、第5回部会の中でお示ししたいと思っております。

続きまして、番号13、便益項目の治水便益が下がり、それ以外の便益が上がっている理由

についてご質問がございました。治水便益につきましては、治水経済マニュアル上の現時点の評価額から算出しておりますが、前回評価時からおのこの評価額、いわゆる単価が下がっております。そのため、治水便益も下がっております。一方、それ以外の治水便益及び残存価値につきましては、逆に物価変動の影響から上がっているとの理由がございません。このことにつきましても、調書の総便益の算出根拠の説明に追記させていただきまして、第5回の部会でお示しさせていただきたいと思っております。

次に、番号14でございます。治水便益が大きい理由についてご質問がございました。こちら、治水便益につきましては、ダムを利水分だけで建設した場合の身代わり建設費を便益として算出しております。不特定治水の便益を算出することが難しいため、今回は国からの通知に基づいて算出した結果、この身代わり建設費のダムの建設費が上がったとの理由でございます。

少し駆け足でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○郷古部会長 ありがとうございます。

引き続き、都市計画課から説明をお願いいたします。

○中嶋都市計画課長 宮城県土木部都市計画課長の中嶋でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、宮城野原広域防災拠点整備事業に関する公共事業再評価の概要についてご説明いたします。

資料2-2、16ページをご覧ください。

事業名は、宮城野原広域防災拠点整備事業、全体事業費は約422億円、事業採択年度は平成26年度、完成目標年度は令和14年度であり、事業着手から10年を経過し継続中の事業であることから、公共事業再評価の対象となるものです。

平成25年度の大規模事業評価において、事業を実施することは妥当との答申を受け、平成26年度から着手しております。

1の事業概要ですが、東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生し得る大規模災害時において効果的に対応するため、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備等」が必要であることから、都市公園事業により、宮城野原地区に広域防災拠点を整備するものでございます。

整備内容につきましては、17ページに計画平面図を示しております。また、事前質問で広域防災拠点のゾーニングや広域防災拠点の規模に関するお尋ねがあったことから、18ページに資料を追加しております。

広域防災拠点のゾーニングについては、中央部にヘリポート及び防災センターを配置し、その下側には災害医療支援エリア、南側には部隊の集結・宿営エリアと物資の流通配給エリアを配置しております。その規模については表に記載のとおりです。

19ページをご覧ください。

2の事業の進捗状況等の(1)事業内容ですが、整備面積は約17.5ha、管理棟となる防災センターやヘリポート、芝生広場などを整備する計画としております。事業期間は平成26年度から令和14年度までとしております。

(2)事業費ですが、事業着手時の約300億円に対して、今回再評価時が約422億円となり、そのうち用地補償費は約353億円となります。財源内訳は記載のとおりです。

(3)事業の進捗状況ですが、平成26年度の事業着手以降、基本設計や都市計画決定、事業計画が多くなり、平成28年度に宮城野原地区のJR貨物仙台貨物ターミナル駅用地を取得しております。令和5年度までの事業費執行状況は記載のとおりです。

事前質問で増額内容のお尋ねがあったことから、20ページに資料を追加しております。

増額の理由といたしましては、資材、人件費高騰等の影響によるもの、埋蔵文化財調査などの関係機関との協議による変更、軟弱地盤対策等の着手後の現地調査結果等による変更、夜間工事等の作業手順を踏まえた工事の追加などの鉄道事業者の詳細設計等に基づく変更となっております。

21ページをご覧ください。

(4) 事業を巡る社会経済情勢等ですが、震災時の医療活動では、全国から医療チームの応援を受け、沿岸被災地では傷病者を内陸部や県外の医療機関に搬送しました。救助、救急、消火活動では、広域支援部隊の集結場所が定まっていなかったことや、初動期の情報不足により、被災地への効率的な人員の投入が困難でした。救援物資の集配では、大量の救援物資の取扱いに混乱を来し、適切な集配ができませんでした。

このような経験を踏まえ、今後、大規模災害に効果的に対応するためには、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備等」の必要性を強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点整備を行うものです。

平成27年1月には、県が市町村と連携を図る圏域防災拠点を選定し、宮城原広域防災拠点は、圏域防災拠点と相互に補完・連携し、迅速かつ円滑な防災活動を支援する、本県が進める防災体制における中核的な機能を有する活動拠点と位置づけられております。

地元情勢、地元の意見ですが、宮城県広域防災拠点基本計画素案に対するパブリックコメントや市町村への意見照会を実施し、幅広く県民等の意見を参考にしながら設計を進めてまいりました。また、広域防災拠点整備地の宮城野原地区や仙台貨物ターミナル駅の移転先である岩切地区の地域の方々に、事業計画や進捗状況、工期の遅延などについて説明を行うなど、積極的な情報発信と丁寧な説明に努めております。

(5) 代替案との比較検討では、緊急輸送道路を含む幹線道路とのアクセスや、県内唯一の基幹災害拠点病院に近接することなどから、宮城野原地区に広域防災拠点を整備することとしたものです。

(6) コスト縮減計画については、記載のとおりです。

22ページをご覧ください。

(7) 今後の進捗の見込みについては、ここに記載のとおりです。

(8) 費用対効果ですが、費用項目として、用地費から管理費まで、便益項目として平常時の効果、防災効果、大規模災害時の効果についてお示ししております。

費用便益比につきましては、国の大規模公園費用対効果分析手法マニュアルに加え、大規模災害時の効果を、学識経験者からの意見を踏まえ、追加しております。

費用便益比は2.63となっております。

3の評価ですが、今後の大規模災害に効果的に対応するため、宮城野原広域防災拠点の整備が必要であることから、事業継続と記載させていただいております。

23ページ及び24ページに、前回条件との比較として、大規模公園の効果を算出するために必要となる誘致圏の考え方や競合公園を示しております。

25ページをご覧ください。

(1) 費用便益分析ですが、便益、1の平常時の効果につきましては、県民がリフレッシュできる場や、次世代への伝承や防災教育の場、環境・景観の向上の場としての効果を算出しております。

2の防災効果につきましては、火災延焼防止や災害時の避難地確保などの効果を算出して

おります。

3の大規模災害時の効果につきましては、被災地などから基幹災害拠点病院である仙台医療センターへの傷病者の搬送の効率化や、広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地として活用することによる部隊の活動時間までの時間短縮効果を算出しております。

なお、2の防災効果と3の大規模災害時の効果は重複しておりません。

26ページをご覧ください。事業着手時と今回の総便益及び総費用の比較については、こちらに記載のとおりです。

27ページをご覧ください。

6の大規模災害時の効果につきましては、表中、赤で表記した項目について、定量的に評価し、それ以外の項目は、資料下段に定性的な効果として取りまとめております。事前質問で、各効果における便益と費用便益比に対するお尋ねがあったことから、表の下段に数値を追加しております。今回算定いたしました費用便益比は2.6であり、このうち、国のマニュアルに基づき算定した費用便益比は1.1、今回追加した大規模災害時の効果は1.6となります。

また、大規模災害時の効果の一時集結場所としての活用について、どのように評価しているのかとお尋ねがあったことから、28ページに資料を追加しております。

資料上段の概念図をご覧ください。

大規模災害が発生した際、広域支援部隊は国からの出動命令を受け、各都道府県から出発いたします。広域防災拠点の整備前は、広域支援部隊は現在、宮城県緊急消防援助隊受援計画で規定されている一次進出拠点の東北自動車道、東北縦貫自動車道菅生パーキングへ集合した後、県庁に設置される支援部隊等の調整本部と派遣先の調整を実施します。一方、広域防災拠点の整備後は、広域支援部隊は支援部隊の調査本部が設置される広域防災拠点を一次進出拠点とするため、派遣先調整に係る時間が短縮され、部隊の活動開始までの時間短縮により、救助者の生存割合が向上することとなります。

参考に、広域防災拠点の整備前後の各市町村への進出時間を図化したものを、資料下段に示しております。

なお、このような部隊の活動開始までの時間短縮につきましては、現在、暫定の広域防災拠点としております圏域防災拠点の宮城県総合運動公園グランディ21においても同様の効果が発現されることから、ここではその効果を除いて算出しております。

資料の説明は以上です。

○郷古部会長 ありがとうございます。

あまり時間がありませんが、次回以降の会議について欠席予定の越村委員におかれましては、本日の出席が最後となりますので、ご意見等ありましたら発言をお願いします。

○越村委員 越村です。ご説明ありがとうございます。

今後私は出席できないのですが、別途回答いただければと思いますので、指摘をさせていただきたいと思います。大きく分けて2点ありまして、1つは道路整備の事業に関する事、もう1つは最後の防災拠点の整備の事業に関してです。

前半の道路事業について、特に整理していただきたい点は、費用が非常に増加している部分が幾つかあったと思います。同時に、便益も前回と比べて非常に増加している部分もあったと思います。費用の増加については、その理由の一つに社会的要因の変化が挙げられており、これは致し方ない部分かと思っております。少し丁寧な説明が必要だと思った部分は、計画内容の変更に関する部分です。特に計画が大きく変わる、あるいは想定されていない問題が起きて、それを回避するために計画変更するなど、様々な要因があると思うのですが、特に計

画変更において、前回あるいは着手時には予見できなかったのかどうかと、なぜそのように計画を変更する必要があったのか示していただければと思います。

例えば、代表例としては3ページ目にある栗原ICです。3ページ左下に変更の主要因を挙げていただけていますが、それぞれ着手時に予見できていたのか、できなかったのかなどの丁寧な説明が必要ではないかと思いました。おそらく資料1-4ではなくて、評価調書には記載があるかと思しますので、その点がどこに書いてあるかをお示しいただければ良いと思います。

以上申し上げたような計画内容の変更に伴う費用の増加、あるいは便益の計算方法が変わったことにおける便益の増加、それぞれがなぜそうなっているのかを分かりやすくまとめていただければと思います。

費用は今申し上げたとおりですし、便益で気になった点は、例えば2ページ目にある栗原ICです。栗原ICばかりで恐縮ですが、それぞれの便益を、着手時と再評価時で比較していただけていますが、10倍以上差があるところがあります。それはおそらく計算方法があると思うので、どの資料に記載があるか、あるいは端的に説明いただけるとありがたいと思いました。道路整備については以上です。

次に、宮城野原広域防災拠点整備事業について伺いたいと思います。こちらは特に私の専門が防災であることもあり、少し丁寧に資料を拝見したほか、宮城県の方からお話を伺いましたが、基本的に今回の大きな点は公園整備だけではなくて、防災拠点としての効果を改めて加えたところかと思えます。この考え方、あるいは単に公園整備だけではなくて、防災拠点の機能をしっかり算定する、便益を算定するものとして加えた方向性は良いと思いますので、便益の算定根拠としては、一定の妥当性は認めて良いのではないかと思った次第です。

ただ、それぞれの便益の算定根拠を丁寧に一つ一つ見ていくと、その算定方法に精査が必要なものが見受けられました。この再評価の考え方、特に災害発生時のオペレーションなどは、現時点での評価の方向性としては良いのですが、今後、より精緻に検討すべきところかと思った次第です。こちらについては、大学としても研究としてサポートしていきたいと思っておりますので、ぜひ事業を続けていただくようお願いしたいです。

以上です。

○郷古部会長 ありがとうございます。越村委員は予定だとそろそろ退席になりますか。

○越村委員 はい、申し訳ありません。

○郷古部会長 ありがとうございます。

○越村委員 もし今端的に回答いただけるようであれば、あと数分は出席しようと思いたすが。

○郷古部会長 この場で回答いただけるのであれば、担当課からお願いできますか。

この場での回答をいただけないとのことですので、越村委員へは次回、資料などをお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○越村委員 分かりました。ありがとうございます。

○郷古部会長 それでは、本当に短時間で申し訳ありませんが、本日は、以上で全事業の審議を終了させていただきますが、次回の部会がかなり重要になりますので、ただいまご質問のあった事項につきましても追加資料等をご用意いただきまして、ご説明いただきたいと思います。

本日本日予定していた議事、報告は、大部分が説明となりませんが、以上になります。委員の皆様からほかに何かございますか。では、特段無いようなので、これで議事を終了したいと思います。

それでは、事務局に進行をお返しします。皆様、ご協力ありがとうございました。

○高橋行政評価班長　ご審議ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和5年度第4回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。